

特例一時金の 請求期限は



令和7年3月末日

ご注意ください

期限間近には大量の請求が見込まれるため、送金までに相当日数かかることが予想されます。できるだけお早目のご請求にご協力をお願いいたします。

請求書
未提出の方

(請求書提出済みだが)
返送された方

ご本人様が
請求できない場合

お早めに
ご提出ください

請求書を修正、必要
書類を追加いただき
ご提出ください

ご家族様・代理人
よりご一報ください

お手元に請求書がない場合は再発行いたします

特例一時金の所得税について

S32.4.1以前生まれの方：ご請求時期に関わらず、令和2年の退職所得(※)となります。(※団体退職時に退職金を受けた場合は、退職金を受けた年が課税年となります) S32.4.2以降生まれの方：ご請求時期に関わらず、令和2年の一時所得となります。

一時金受付センター

業務部 給付課

☎0120-148-400 (平日9:00~17:00) ☎03-6260-7809 (平日9:00~17:00)

